

国民健康保険税の 算定方法が変わります

国民健康保険税（国保税）の税額は、世帯単位に所得割額・資産割額・均等割額・平等割額を合計した額で、納税義務者は世帯主になります。

税の算定方法の変更等

昨年度までの国保税は「医療分（全加入者）＋介護分（40～64歳の加入者）」でしたが、今年度から新たに後期高齢者支援金分（全加入者）が加わります。

また、課税限度額が医療分は470,000円に変更となり、後期高齢者支援金分は120,000円となります。公的年金の特別控除は今年度から廃止します。（昨年度は最高7万円控除）

●国保税の計算方法

◇合計額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額とする

◇加入期間に応じて月割計算

	計算基礎	医療分		後期高齢者 支援金分	介護分 (変更なし)
		変更前	変更後	新設	
所得割	前年中の所得	税率 7.70%	税率 6.15%	税率 1.55%	税率 1.37%
資産割	今年度の 固定資産税額	税率 25.0%	税率 20.00%	税率 5.00%	税率 4.20%
均等割	加入者1人当たり	28,200円	22,600円	5,600円	6,600円
平等割	1世帯当たり	28,800円	※23,000円	※5,800円	4,000円
課税限度額	1世帯当たり	560,000円	470,000円	120,000円	90,000円

※国保から後期高齢者医療へ加入者が移行したことにより、残った国保の被保険者が1人となった世帯（特定世帯）は、後期高齢者医療に移行した日の世帯主と世帯員の関係が変わらずに継続している場合、医療分と後期高齢者支援金分の平等割が半額となります。

◇軽減措置

世帯の所得が、一定の所得に満たない場合は、均等割と平等割を軽減します。ただし、加入者全員の所得申告が必要です。

◇減免措置

天災など特別な事情により国保税の支払いが困難なときは、申請により一定の要件に該当すれば、国保税の一部もしくは全部を減免します。

◇年金からの特別徴収

次のすべてに該当する場合は、今年10月から国保税が年金からの特別徴収となります。

- ① 65歳から74歳までの国保加入者が世帯主
- ② 国保加入者全員が65歳以上の世帯
- ③ 年額18万円以上の年金を受給している世帯主
- ④ 介護保険料と国保税の合計額が、年金の額の2分の1以内の場合

◇国保税を口座振替で完納している世帯の場合は、特別徴収は行わず、普通徴収とします。

◇今年度中に75歳になり後期高齢者医療へ移行する世帯主は、普通徴収になります。

◇10月から特別徴収になる人も、7月から9月までは普通徴収となります。

◇特別徴収は、申請により普通徴収に変更できる場合があります。くわしくは、お問い合わせください

◇問合せ先

市民課保険年金係 ☎47-1036